

初めて特定技能外国人を受け入れようとする
漁業者・養殖業者の皆様へ

特定技能協議会への加入方法が 変わります！

令和6年2月の告示改正※により、初めて特定技能外国人を受け入れようとする場合には、受入れ機関は**受け入れの前に特定技能協議会の構成員になる**ことが義務付けられました！

※農林水産省告示第525号（令和6年6月15日から施行）

今までは…

特定技能外国人を初めて受け入れようとする場合は、その特定技能外国人を受け入れた日から、受入れ機関が協議会の構成員となるまでに、4か月の猶予が設けられていました。

これからは…

- 令和6年6月15日以降は、特定技能外国人の在留諸申請を地方出入国在留管理局に行う際に、**協議会加入証明書※1の提出を求められるため**、協議会構成員でない方は、**事前に協議会に加入申請し構成員となる必要があります**。
- これに伴い、協議会への加入申請時の**添付書類も一部削減※2**されます。

※1 2号構成員（受入れ機関に対し指導・助言を行う全国団体）に加入申請いただいた後、大日本水産会より発行されます。発行までに要する期間は2号構成員によって異なります。

※2 "1号特定技能外国人支援計画書"、"支援委託契約書"は不要になります。

**注意：協議会加入証明書の発行までに時間を要する場合があります。
余裕をもって申請してください。**

協議会への加入方法は…

詳しくは、水産庁HPの 漁業特定技能協議会1号構成員資格証明書交付
手続に関するQ&A（<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/attach/pdf/tokuteikyogikai-17.pdf>）、協議会1号構成員の加入申請について（<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tokuteikyogikai.html>）をご覧ください。

担当：水産庁漁政部
企画課漁業労働班
tel:03-6744-2340(直通)